

富田林市教育委員会会議録

(令和3年度11月定例会)

令和3年11月25日開催

富田林市教育委員会

1	開催日時	令和3年11月25日(水) 午後2時～午後3時まで	
2	場所	富田林市役所 庁議室	
3	出席委員	教 育 長	山口 道彦
		教育長職務代理者	水本 哲也
		委 員	山元 直美
		委 員	勝山 健一
		委 員	南 栄子
	事務局	教育総務部長兼教育指導室長	石田 利伸
		生涯学習部長	音羽 伸彦
		生涯学習部次長兼文化財課長	柳田 兼利
		教育総務部次長兼教育指導室次長	西岡 隆
		教育総務課長	木下 治彦
		学校給食課長	松葉 邦明
		生涯学習課長	道籬 覚
		公民館長	阪本 朗
		中央図書館長	野村 三枝
		金剛図書館長	道籬 秀
		教育指導室参事	西川 潤
		教育総務課長代理(書記)	谷塚 昌彦
4	公開の有無	公開	
5	非公開の理由	-	
6	傍聴人数	0人	
7	所管部署	教育総務部教育総務課	

8 議事等の内容

木下教育総務課長

それでは、議事に入ります前に、事務連絡から始めさせていただきます。まず、次回の教育委員会会議の開催日程でございますが、12月23日（木）の午後2時から、市役所庁議室での開催を予定しております。それでは、本日の議事日程をご説明させていただきます。お手元の議事日程をご覧ください。

日程第1につきましては、会議録署名委員の指名についてでございます。

日程第2につきましては、先月10月定例会の会議録の承認でございます。

日程第3につきましては、教育長報告でございます。今月は、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について、和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分報告についての2件でございます。

日程第4につきましては、教育委員会の議決を経るべき議案でございます。今月は、教育委員会に関係する各委員・理事の委嘱・任命について（一括）、中学校チャレンジテスト（3年生）の結果公表について、富田林市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針について、教育に関する事務の点検・評価報告書についての4件でございます。

日程第5につきましては、富田林市議会の議決を経るべき議案でございます。今月は、令和3年度大阪府富田林市一般会計補正予算（案）についての1件でございます。

それでは、教育長、開会をよろしくお願ひいたします。

山口教育長

それでは、令和3年度11月定例教育委員会会議を開会いたします。

まず、日程第1、会議録署名委員の指名について、今月は水本委員よろしくお願ひいたします。

水本教育長職務代理人

よろしくお願ひいたします。

山口教育長

続きまして、日程第2、会議録の承認について、先月10月定例教育委員会の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はございませんか。

特に無いようですので、会議録については承認とさせていただきます。

続きまして、日程第3、教育長報告に移ります。今月は2件の報告がございます。

報告第18号、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事についてですが、今月は新たに承認申請があった行事はございません。これまで承認したことのある行事について何かご質問等はございませんか。

勝山委員

③の2021年度冬のキャンプクラブについて、参加料が7,000円から130,000円となっておりますが、13,000円の誤りではないですか。

道旗生涯学習課長

プログラムの一つに、北海道で行うスキーキャンプがあり、交通費や宿泊費、食事代等を含め、この金額となっております。

南委員

何日くらいのキャンプですか。

道旗生涯学習課長

12月25日から12月28日までの3泊4日です。

山口教育長

トップシーズンですね。季節柄ということもあるかと思います。営利目的には該当しないということですね。

道旗生涯学習課長

はい。そのように認識しております。

水本委員
道篠生涯学習課長 北海道スキーキャンプについては、すでに多数申込みされているのでしょうか。
そうですね。定員は30名と伺っておりますが、多少下回る場合でも、企画どおり実施される予定と聞いております。

山口教育長 他に何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、報告第18号につきましては、これで終わります。
次に、報告第19号、和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分報告について、教育総務課から説明をお願いします。

木下教育総務課長 それでは、報告第19号、和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分報告について、報告申し上げます。報告第19号をご覧ください。
まず、事故の概要でございますが、令和3年9月16日14時頃、富田林市立藤陽中学校内の正門付近において、学校校務員が刈払機を使用し、除草作業を行っていたところ、小石が撥ねて付近に駐車していた相手車両に当たり、右側面後方ガラス等を破損させたものでございます。
次に、示談の内容でございますが、市の過失を10割といたしまして、119,648円の損害賠償金を支払うことで令和3年10月1日に示談が成立いたしました。
賠償金につきましては、すでに全国市長会学校災害賠償補償保険から補てんされております。以上で報告とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

山口教育長 ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

南委員
木下教育総務課長 相手方が車両を止められていたのは、普段使われている駐車場ですか。
相手方は学校の教員で、校内の決められた区画に駐車しておりました。作業時、当該車両を移動させることができなかつたため、ベニヤ板を設置するなど、注意して作業にあたっておりましたが、それを飛び越えて小石がぶつかってしまったということです。

南委員
山口教育長 わかりました。
今後も十分注意して作業を行っていただきたいと思っております。
それでは、他に何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、報告第19号につきましては、これで終わります。続いて、日程第4、教育委員会の議決を経るべき議案に移ります。今日は、4件の議案がございます。
議案第20号、教育委員会に関係する各委員・理事の委嘱・任命について（一括）について、教育総務課から説明をお願いします。

木下教育総務課長 それでは、議案第20号、教育委員会に関係する各委員・理事の委嘱・任命について（一括）について、報告申し上げます。議案第20号をご覧ください。
議案の内容でございますが、本年10月11日付けの人事異動に伴いまして、この度、総務部長及び教育総務部長の一括委嘱・任命の変更をお願いするもので、今回議案書にもあります、富田林市余裕教室有効活用検討委員会委員（教育総務課）、富田林市奨学金審査会委員（教育指導室）、富田林市小学校給食会理事（学校給食課）、富田林市中学校給食会理事（学校給食課）、富田林市立学校給食センター運営委員会委員（学校給食課）、文化振興基金審査委員会委員（生涯学習課）、富田林伝統的建造物群保存審議会委員（文化財課）におきまして、それぞれ網掛けしてい

る箇所が変更となっております。また、後任につきましては残りの期間までとなります。

以上で報告とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

山口 教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第 20 号につきましては、提案どおり議決とします。次に、議案第 21 号、中学生チャレンジテスト（3 年生）の結果公表について、教育指導室から説明をお願いします。

西川教育指導室参事

それでは、議案第 21 号、令和 3 年度中学生チャレンジテスト（3 年生）の結果の公表について、お手元の資料に沿ってご説明させていただきます。

チャレンジテストにつきましては、大阪府より示されております実施要領の中で、市町村教育委員会は、域内の状況にかかる調査結果の公表に努めることと示されておりますことから、ご覧いただいている内容で公表を行いたいと考えております。では、資料について順に説明いたします。

まず、資料の大まかな構成ですが、国語から英語までの 5 教科の学力状況を左上から順に、3 段に分けて掲載しています。資料右下には、各教科に関するアンケート結果をまとめております。

次に、各教科の結果についてご説明いたします。左上の国語をご覧ください。教科名のタイトルのすぐ下に正答率と無答率を掲載しております。

正答率は、大阪府が 66.8 に対して本市は 67.9 と府を上回っております。対しまして、無答率は、大阪府の 7.6 に対して本市は 6.1 と府を下回っております。

その下は得点の人数分布を示したグラフですが、棒グラフが本市で、折れ線グラフは大阪府となります。このグラフから、本市においては府と比較すると同じような傾向が示されていることが分かります。

次に、その右の横棒グラフをご覧ください。このグラフは、各設問の正答率を、問題の形式別・評価の観点別・学習の領域別にまとめ、府と比較したものとなります。赤色（上）の棒が本市、青色（下）の棒が府を現しています。このグラフから、国語においては全ての領域で大阪府を上回っていることがわかります。

最後に、グラフの上の枠囲みをご覧ください。四角の一つ目は、学力の分布傾向を、二つ目は府と比較した正答率と無答率の状況を、三つ目と四つ目には右下横棒グラフから読み取れる成果と課題を記載しております。

続いて、社会から英語の結果につきましては、今説明した枠囲みの内容を中心に、順に説明いたします。

社会では、学力の分布は 40 から 44 点を頂点とする山形となっております。本市の正答率は 52.9 で大阪府を上回り、無答率は 4.4 で大阪府を下回っております。

歴史的分野の領域は良好な結果となっており、全ての領域において大阪府を上回っております。

数学では、学力の分布は、四つの頂点ができる山形です。本市の正答率は 47.4 で大阪府を上回り、無答率は 9.6 で大阪府を下回っております。

図形の領域は良好ですが、関数の領域で課題が見られます。

理科では、学力の分布は 35 から 39 点を頂点とする山形となっております。本市の正答率は 45.0 で大阪府を上回り、無答率は 3.8 で大阪府を下回っております。

エネルギーの領域は良好ですが、粒子の領域について課題が見られます。

次に英語では、学力の分布は、頂点のないなだらかな山形です。本市の正答率は 54.4 で大阪府を上回り、無答率は 3.0 で大阪府を下回っております。

聞くことの領域は良好ですが、書くことの領域については課題が見られます。

最後に、アンケート結果です。四つのアンケート結果では肯定的意見がどれも大阪府を越えていることが分かります。このことから推測すると、各授業において、富田林市の子ども達は意欲的に学習に取り組み、意見を自由に出し合いながら学習を進めていることが分かります。富田林市では GIGA スクール構想による、一人一台端末の取組みも進み、各校における授業づくりの工夫が、良好な結果に結びついていると考えております。

以上、公表を考えております資料について提案させていただきました。ご検討よろしくお願い致します。

山口 教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

南 委 員

資料内のグラフについて、縦軸の単位は何ですか。

西川教育指導室参事

グラフ縦軸の単位はパーセントとなっております。

南 委 員

数学の学力分布は 4 つの頂点ができる山形ということで、あまり見慣れない形になっていますね。これは単位がパーセントだからでしょうか。

山口 教育長

私も初めて見ましたが、これは今年に限ってのことですか。

西川教育指導室参事

今年に限ってのことです。実数でも同じような傾向になると思います。

南 委 員

ここまで変なグラフになるということは、問題自体に問題があるということも考えられるかと思えます。

西川教育指導室参事

本市を示す棒グラフと、大阪府を示す折れ線グラフにずれがあれば、本市特有の問題として見えてくるかと思いますが、府と同傾向であることから、南委員のおっしゃるとおり、問題そのものの影響が大きいのではないかと思います。

山口 教育長

一つよろしいですか。形式別、観点別、領域別の正答率を示す横型の棒グラフについて、本市と大阪府の 2 つのグラフの違いが非常にわかりにくく感じるので、どちらか一方のグラフを白抜きにするなど、見やすくなるよう対応してもらえればと思います。

西川教育指導室参事

今、皆さまのお手元にごございます資料は白黒印刷のため見にくくなっておりますが、本来は上のグラフを赤、下のグラフを青に色分けしております、ホームページに掲出する際にはカラーとなる予定です。

山口 教育長

わかりました。総括しますと、すべての教科で大阪府を上回る結果になりましたが、この間はずっとこの傾向が続いているのでしょうか。

西川教育指導室参事

そうですね。中学校では、大阪府の結果を上回る傾向が続いております。

山口 教育長

アンケート結果として、4 点の項目を上げていただいておりますが、他にもアンケート項目はたくさんありますよね。

西川教育指導室参事

はい。本市の中学生の状況として、特に知っておいていただきたい項目を抜粋して

掲載しております。

山口教育長
西川教育指導室参事

特に回答の差が大きいものですか。

特に良好な結果を示しているものや、GIGA スクール構想の影響を受けての変化がわかりやすいものになります。

山口教育長
西川教育指導室参事

逆に、大阪府の結果と比べて、良好な結果でないものもありましたか。

キャリア教育等に関する領域で、課題が見られる項目もありました。そちらにつきましては、府の加配もいただきながら取り組んでいくところではありますが、実態としてはそのようになっております。

山口教育長

それでは、何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、議案第21号につきましては、提案どおり議決とします。次に、議案第22号、富田林市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針について、引き続き教育指導室から説明をお願いします。

西岡教育総務部次長

議案第22号、富田林市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針について説明させていただきます。資料の議案第22号をご覧ください。

まず、1の本方針の趣旨でございますが、教育職員の長時間勤務の実態は看過できない状況となる中、持続可能な学校運営を実現するために、令和元年12月に公布された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律により、文部科学省が策定した公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが法的根拠のある指針に格上げされました。

これをふまえ、本市教育委員会におきましても、教育職員の働き方改革の実現に向けた取組みを一層推進するために、方針を策定するものでございます。

次に、2の本方針の対象の範囲につきましては、富田林市立学校の教育職員の全てを対象とします。

次に、3の業務を行う時間の上限についてでございますが、まず、(1)本方針における勤務時間の考え方といたしましては、超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、具体には記載の①から④となります。また、(2)上限時間の原則は①、②のとおりです。

次に、4の教育委員会が講ずる措置といたしましては、(1)のように、教育職員が在校している時間を、ICTの活用により客観的に計測します。また、記録を公文書として管理し、保存を適切に行います。

(2)休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守します。

(3)在校等時間が一定時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施します。また、終業から始業までに、一定時間以上の継続した休息時間を確保します。

(4)本方針を踏まえた各校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえつつ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組みを実施します。

最後に、5の留意事項ですが、(1)上限時間について、本方針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではありません。また、上限時間を遵守することのみを求めるものではありません。

(2)虚偽の記録等について、在校等時間を上限時間の範囲内とすることが目的化し、

実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはなりません。

(3)持ち帰り業務について、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則です。上限時間を遵守するためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、避けなければなりません。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態に基づき勤務時間を把握し、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

山口教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

南委員

実際に、上限時間の範囲内で業務を完了できる見込みなのですか。上限時間を設けることは大事だと思いますが、留意事項として触れられているように、上限時間の範囲内で業務を完了できず、虚偽の時間を記録に残すようなことがあっては本末転倒だと思いますし、業務量の見直しもあわせて必要なのではないかと思います。

西岡教育総務部次長

おっしゃるとおりであると思います。さまざまな業務が増えていく中、実態といたしましては、上限時間の原則に近づくように、ICTの活用を含め業務の効率化を進めていく必要があると考えております。

南委員

授業が終わった後の書類の作成や、成績処理にも時間がかかりますよね。これらの状況は本市に限った話ではなく、国の方針等との兼ね合いもあるかとは思いますが、負担軽減のためには、教員の数を増やしていく必要があると思います。

西岡教育総務部次長

今後、35人学級の導入が段階的に進めば教員数も増加すると考えますが、そうした国の対応を待たずにできる場所として、ICTを活用した会議のペーパーレス化や資料の共有等を通じ、業務改善を進めているところでございます。

山元委員

本市の教員の在校時間の現状や課題点等について、もう少し詳しくお話いただけますか。

西岡教育総務部次長

はい。1学期末までの平均残業時間を見ますと、年度当初の4月から6月にかけては、概ね在校時間等が多くなっており、小学校と中学校を比較しますと、部活動の関係から中学校の方が多い傾向です。

こうしたことから、やはり年度当初や年度末、各学期末等の繁忙期に、特に多くなる傾向が見えるかと考えます。

石田教育総務部長

要因の一つとしては中学校のクラブ活動が挙げられると思いますが、これにつきましては今後、国で検討される動きも踏まえながら、対応を進めていくことになると思います。

生徒指導上の課題につきましては、家庭訪問等でどうしても対応に時間がかかりますので、学年全体が残ってしまうということがないように調整するなど、全体で落ち着いた状態の維持に努めながら、業務改善や意識改革を進めていく所存です。

特に教員の意識改革につきましては、誰かが残っていると自分も残ってしまうということがないように、学校閉庁日の設定で、少しずつ進んできているところです。

山元委員

大阪市では中学校のクラブ活動を民間委託するといった動きもありますが、クラブ活動も含めて生徒指導ですよね。長時間勤務の実態を改善していくことは必要不可欠であると思いますが、それと同時に、生徒指導に影響がないかというところで懸念があります。

また、一般企業であれば、残業時に業務内容を申告すると思います。申告された内容によって残業の必要性の有無を判断するわけですが、学校現場においても、今残業してしなければならない業務なのか、そうでないのかを判断する。そういった意識を定着させていく必要があると思いますので、今後もよろしくお願ひいたします。

水本委員

学校現場においても、管理職ができるだけ早く帰るよう声掛けを行っておりますが、なかなか難しいというのが現状でした。先ほど石田部長がおっしゃっていたように、生徒指導の都合で誰か一人が残っていたりすると、自分だけ帰るのは悪いように感じて、学年全体で残ってしまうという流れになることもよくありましたが、そういった状況については、このような上限時間の原則や一定の方針を設けることで、必要な人だけ残るという対応をより推し進めやすくなっていくと思います。

成績処理についても、それぞれの学校が ICT を活用し、効率化を図っているところですし、今後も業務改善が進んでいけば、なかなかこの上限時間を達成するのは難しいと思いますが、それに近づけることは出来ると思います。

山口教育長

保護者の方との懇談についても、就労家庭が多いことから、以前は夜 7 時や 8 時になることも多くありましたが、働き方改革について説明し、取組みへの協力を呼びかけたところ、指定の時間に合わせて進められたという報告もあります。やはり、こういった呼びかけがないことには、なかなか現状が変わっていかないという印象を学校も持ったのではないかと思います。

上限時間の目標値については、達成が難しいところもあると思いますが、教育委員会としても省力化に努め、改善していけるよう進めていきたいと思っています。

それでは、何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、議案第 22 号につきましては、提案どおり議決とします。最後に、議案第 23 号、教育に関する事務の点検・評価報告書について、教育総務課から説明をお願いします。

先月、山元委員よりお褒めの言葉をいただきましたが、今年度は随所に写真やグラフ等を掲載することで工夫をこらし、読みやすく、わかりやすい報告書となるように努めてくれたようです。

木下教育総務課長

それでは、議案第 23 号、教育に関する事務の点検・評価報告書について、報告申し上げます。議案第 23 号をご覧ください。

本日、議案として提出させていただいておりますのは、先月、定例会での報告案件から学識経験者お二人の所見を加えさせていただいたものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、本日、ご承認をいただいた後に、12 月議会の最終日に各議員への配布、また、市のホームページでの公表等を行う予定としております。本日の定例会でのご意見等を含めて、できる限りの修正も行っていきたいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

山口教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

水本委員

12 ページの富田林市奨学金事業について、令和 2 年度の主な実施内容のところに、平成 28 年度から令和 2 年度までの富田林市奨学金支給者及び申請者数の表が掲載されていますが、令和 2 年度の申請者は 166 人、支給者は 160 人となっています。令和元年度以前の申請者は概ね 200 人、支給者は概ね 120 人前後で推移しており、令

和2年度は特に申請者数が少なく、反対に支給者数は多くなっていると思いますが、これについて何か思い当たる理由等がありますか。

西岡教育総務部次長

まず令和2年度の申請者数の減少につきましては、推測による部分もございますが、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業等で、例年よりも奨学金の周知機会が少なくなった可能性が考えられます。

支給者数の増加につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、家庭環境が大きく変わったというところも多かったのではないかと考えますので、そのような家庭に対する支援として、補正予算を組んで対応にあたったためと考えております。

水本委員

支給者数の増加については、例年よりも多い人数で予算措置ができたということですね。

西岡教育総務部次長

そのとおりでございます。

水本委員

わかりました。ありがとうございます。

山口教育長

例年の予算額では120人前後となっておりますが、令和2年度は補正予算分の上乗せがあったため、160人まで拡大できたという経過になっております。

それでは、他に何かご意見、ご質問はございませんか。

水本委員

10ページのスクールソーシャルワーカーの配置について、重点3小学校に3名配置したとありますが、本市の相談件数等をふまえると、各校の要望には応えられている状況なのでしょうか。

西岡教育総務部次長

現状では一定、各校の要望には応えられているところではありますが、SSWの認知度やニーズの高まりを受け、今後もさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

水本委員

予算にも関わることなので増員等が難しい面もあるとは思いますが、引き続きよろしく願いいたします。

石田教育総務部長

対応というところでは各校の要請には応えられておりますが、SSWについてもっと広くアプローチしていくとか、データを活用して個々にどのように接していくかというところでは、まだ足りないというのが現状ですので、そういった部分をより充実させていく方向で、予算要望等を行っているところです。

山口教育長

チーム学校という、専門的な人々と連携できるチーム体制が構築され、指導主事が府に出向き、法律家の方に難航している事案についてアドバイスをもらうという頻度も高くなっております。今後もさまざまな面での充実を図っていただきたいと思っております。

それでは、他に何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、議案第23号につきましては、提案どおり議決とします。

先ほどの説明にもありましたとおり、12月の富田林市議会定例会の最終日に各議員へ配布、また市のホームページで公表させていただきます。

最後に、日程第5、富田林市議会の議決を経るべき議案に移ります。今日は、1件の報告がございます。

議案第3号、令和3年度大阪府富田林市一般会計補正予算（案）について、関係課から説明をお願いします

道旗生涯学習課長

それでは、議案第3号、令和3年度大阪府富田林市一般会計補正予算（案）について、生涯学習課よりご説明させていただきます。資料の議案第3号をご覧ください。

まず、すばるホールキャンセル料等補てん金でございます。新型コロナウイルス感染症にかかる、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の要請により、令和3年4月9日から令和3年9月30日までの期間内で、施設側がキャンセル料金を不徴収とした額について、補填するものでございます。補正額は409万2千円です。

次に、市民会館管理運営事業に係る補正予算についてご説明申し上げます。市民会館キャンセル料等補てん金でございます。補正理由は、先ほどの、すばるホールキャンセル料等補てん金と同様でございます。補正額は125万7千円です。

次に、スポーツ施設管理運営事業について、ご説明申し上げます。スポーツ施設キャンセル料等補てん金でございます。補正理由は、先ほどの、すばるホール、市民会館のキャンセル料等補てん金と同様でございます。補正額は378万1千円です。

よろしく願いいたします。

柳田生涯学習部次長

続きまして、文化財課分につきまして、ご説明を申し上げます。議案第3号をお願いいたします。

本補正は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、寺内町指定管理4施設の休館に伴う利用料金のキャンセル料相当額を、令和3年4月9日から令和3年9月30日までの分を補填するものでございます。補正額は8千円でございます。

以上、簡単ですがご説明とさせていただきます。

山口教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に無いようですので、議案第3号につきましては、提案どおり議決とします。

以上で本日の日程は、すべて終了となりました。委員のみなさまにおかれましては、活発なご意見、ご審議ありがとうございました。

これで、令和3年度11月の定例教育委員会会議を終了いたします。